

## 諮 問 書

池環第 98 号  
令和 2 年 7 月 13 日

池田町廃棄物減量等推進審議会  
会 長 様

池田町長 岡崎 和夫

### 池田町一般廃棄物処理基本計画の改訂について（諮問）

標記の件について、池田町一般廃棄物処理基本計画を改訂するにあたり、池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

### 記

#### 諮問理由

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画を策定することとされており、本町では、循環型社会の形成を目指して、平成 22 年 3 月に令和 2 年度までの 10 年間を計画期間とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの減量・リサイクルの推進に取り組んでまいりました。

この間、廃棄物処理を取り巻く状況は大きく変化しており、今後の循環型社会の形成に向けた基本的な考え方や施策展開の方向性等を盛り込んだ一般廃棄物処理基本計画の改訂にあたり、貴審議会にご審議していただきたく、諮問するものです。

【 答 申 】

## 答 申 書

令和3年2月17日

池田町長 岡崎 和夫 様

池田町一般廃棄物減量等推進審議会  
会 長 野 網 義 一

### 池田町一般廃棄物処理基本計画について（答申）

令和2年7月13日付池環第98号で諮問のありました「池田町一般廃棄物処理基本計画（案）」については、慎重に審議した結果、原案を適当であると認めましたので、答申します。

ただし、池田町一般廃棄物減量等推進審議会として下記事項に配慮するよう意見を添えます。

#### 記

1. 池田町一般廃棄物処理基本計画並びに池田町第六次総合計画等の上位、関連計画における施策の進捗度や取組状況を把握し、着実な計画の推を図るよう努めること。
2. 社会情勢の変化に対応した進行管理と、必要に応じた計画の見直し行うこと。

## 資料6 一般廃棄物減量等推進審議会

### 1. 池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成5年3月30日

条例第6号

(廃棄物減量等推進審議会)

第2条 町長の諮問に応じて一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する事項を審議するため、池田町廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員の構成その他運営に関する事項は、町の規則で定める。

### 2. 池田町廃棄物の処理及び清掃に関する規則

平成5年3月31日

規則第5号

(廃棄物減量等推進審議会の運営)

第2条 審議会は、委員13人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 廃棄物収集業者
- (4) 識見を有する者
- (5) 町民公募による者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

5 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、町長が招集する。

8 審議会は委員の半数以上の出席をもって開催し、議事は出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

9 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

10 審議会の庶務は、民生部環境課において処理する。

### 3. 開催経緯

令和2年 7月13日 第1回池田町廃棄物減量等推進審議会  
 令和2年11月11日 第2回池田町廃棄物減量等推進審議会  
 令和3年 2月17日 第3回池田町廃棄物減量等推進審議会

池田町一般廃棄物減量等推進審議会委員名簿

役職	氏名	所属又は職業等
委員	◎ 野網 義一	池田町議会民生文教委員長
委員	○ 石田 正秋	池田町区長連合会長
委員	窪田 和代	J A いび川女性部大学 池田代表
委員	勝野 孝子	女性セミナー 代表
委員	久野 美智江	ガールスカウト岐阜県第8団 団委員長
委員	小林 敏子	池田生活学校 代表
委員	石井 智恵子	N P O 法人 W a コミュニティ 代表
委員	粥川 雄二	株式会社 池田環境保全 代表取締役
委員	早田 憲史	岐阜県揖斐県事務所環境課長
委員	若山 建夫	池田町宮地
委員	樋口 静	池田町本郷
委員	中野 きぬ子	池田町本郷
	岡崎 弘晃	池田町民生部長
事務局	加納 豊文	池田町民生次長兼環境課長
〃	河村 隆	環境課課長補佐兼環境政策係長

◎ 会長、○ 副会長、順不同・敬称略